附　則

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　消防機関へ通報する火災報知設備試験結果報告書の様式は、この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第十四の規定にかかわらず、平成二十七年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第五号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二及び第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日

消防庁長官　坂本　森男

別表第十三(1)イ(カ)を次のように改める。

(カ)　起動機能

a　手動起動装置

起動信号の送出の状況が正常であること。

b　連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）

起動信号の送出の状況が正常であること。

別表第十三(1)イ中(ス)を(セ)に、(ケ)から(シ)までを(コ)から(ス)までに改め、(ク)の次に次のように加える。

(ケ)　手動起動装置優先機能

連動起動機能に優先して手動起動装置の操作による蓄積音声情報を送出することができること。

別表第十三(2)ア(ウ)を次のように改める。

(ウ)　機能

a　押しボタンを操作したときに確実に作動すること。

b　連動起動機能（自動火災報知設備と連動する消防機関へ通報する火災報知設備に限る。）により起動したときに確実に作動すること。

別記様式第十三を次のように改める。

別記様式第13　（その１）

消防機関へ通報する火災報知設備点検票

名　称		防火管理者	㊞
所　在		立会者	㊞
点検種別	機　器	点検年月日	年　月　日～　年　月　日
点検者	資格　番号	点検者所属会社	社名　TEL
	氏名　㊞		住所

点検項目			点検結果 種別・容量等の内容	判定	不良内容	措置内容
機器点検						
火災通報装置	予備電源	外形				
		表示				
		結線接続				
		電圧	V			
		切替装置				
		充電装置				
	本体	周囲の状況				
		外形				
		表示				
		ヒューズ類	A			
		予備品等				
		起動機能 手動起動装置				
		起動機能 連動起動機能				
		優先通報機能				
		通報頭出し機能				
		手動起動装置優先機能				
		蓄積音声情報機能				
		再呼出し機能				
		通話機能等（特定火災通報装置を除く。） 消防機関側からの呼返し				
		不応答時の通報継続				
		切替				
		通話中断時の呼返し				

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。